

# 香川県報



号外2

平成 17 年

5月31日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 公安委員会規則

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則

### 警察本部告示

●道路交通法実施規程の一部を改正する規程

### 公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月三十一日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

### 香川県公安委員会規則第十一号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）の項中「並びに鋭角コースの走行」を、「鋭角コースの走行並びに障害物設置場所の通過」に改め、同表普通自動車免許（以下「普通免許」という。）の項中「（総排気量〇・三六リットル又は〇・五五リットル）」を削り、「を一定の重量」を「若しくは長さ若しくは幅を一定の重量若しくは大きさに改め、同表牽引免許の項の次に次のように加える。

大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	オートマチック車に限	施行規則第二十四条第一項の表の大型二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	オートマチック車に限	二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題

第四十七条第一項の表普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）の項中「小型二輪」の下に「又はオートマチック車」を加え、同条第二項第三号中「でオートマチック車に限定されたものを」、「大型二輪免許」に、「小型二輪」を「自動車等の種類を」に改める。

第五十二条第四項中「並びに大型第二種免許、普通第二種免許及び旅客自動車に係る大型自動車仮免許に係る技能試験」を「技能試験」に改める。

第六十六条の表中「が一定の重量」を「若しくは長さ若しくは幅が一定の重量若しくは大きさに、

運転できる普通自動二輪車が総排気量〇・一二五リットル以下に限定されている普通二輪免許（免許の失効により同様の条件が付されている普通二輪免許を含む。）を受けている者	五時限
---	-----

運転できる大型自動二輪車がオートマチック車に限定されている大型二輪免許を受けている者（普通二輪免許又は運転できる普通自動二輪車が総排気量〇・一二五リットル以下に限定されている普通二輪免許（以下「小型二輪免許」という。）を受けている者を除く。）	八時限
---	-----

運転できる大型自動二輪車がオートマチック車に限定されている大型二輪免許を受けている者（普通二輪免許又は小型二輪免許を受けている者に限る。）	五時限
---	-----

運転できる普通自動二輪車がオートマチック車に限定されている普通二輪免許を受けている者（小型二輪免許を受けている者を除く。）	五時限
---	-----

運転できる普通自動二輪車がオートマチック車に限定されている普通二輪免許を受けている者（小型二輪免許を受けている者に限る。）	三時限
小型二輪免許を受けている者	五時限（オートマチック車に限らずの場合には、

運転できる普通自動二輪車が総排気量〇・一二五リットル以下のオートマチック車に限定されている普通二輪免許を受けている者

三時限)	八時限(オートマチック車の限定について、解除しない場合は、五時限、そのみを解除する場合は四時限)
------	--

改める。

附 則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

**警察本部告示**

●香川県警察本部告示第八号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年五月三十一日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程(平成十二年香川県警察本部告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の表中「総排気量が」を「オートマチック車以外の大型自動二輪車については、総排気量が」に改め、「オートバイ型」の下に「(オートマチック車にあつては、スクーター型)」を加える。

第四十一条中「別表第五の上欄に掲げる障害の状態等に応じ、それぞれ同表の中欄に掲

げる自動車の種類に対応する同表の下欄」を「別表第一の自動車の区分の欄」に改める。別表第一中「同一規格の普通自動車」の下に「(車体の大きさ等が標準試験車の車体の大きさ等より大きいものを含む。以下「標準普通車」という。)」を加え、

標準試験車の規格に該当しない普通自動車で総重量一・二トンを超えるもの	普通免許 普通第二種免許	手動式 オートマチック	総重量一・五トン以下の普通自動車に限るものとする。
標準試験車の規格に該当しない普通自動車で総重量一・二トン以下のもの	普通免許 普通第二種免許	手動式 オートマチック	総重量一・二トン以下の普通自動車に限るものとする。

標準普通車又は長さが三・四〇メートル以下、幅が一・四八メートル以下、高さが二・〇〇メートル以下の普通自動車(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量が〇・六六〇リットル以下のものに限る。以下「軽	普通免許 普通第二種免許	手動式	長さが四・七メートル以下、幅が一・七メートル以下の普通自動車に限るものとする。ただし、当該自動車の長さが四・七メートルを超え、又は幅が一・七メートルを超える場合は、当該自動車の長さ又は幅に応じた限定を
---	-----------------	-----	--

を

自動車」という。)以外  
の普通自動車

付するものとする。

オートマチック  
長さ四・七メートル以下、幅一・七メートル以下の普通自動車のオートマチック車に限るものとする。ただし、当該自動車の長さが四・七メートルを超え、又は幅が一・七メートルを超える場合は、当該自動車の長さ又は幅に応じた限定を付するものとする。

「長さが三・四メートル以下、幅が一・四八メートル以下、高さが二・〇〇メートル以下の普通自動車(内燃機関を原動機とする自動車)については、総排気量が〇・六六リットル以下のものに限る。」を「軽自動車」に改め、「(総排気量〇・六六リットル)を削り、

長さが三・二〇メートル以下、幅が一・四〇メートル以下、高さが二・〇〇メートル以下の普通自動車(内燃機関を原動機とする自動車)については、総排気量が〇・五五リットル以下のものに限る。)	普通免許	手動式	軽自動車(総排気量〇・五五リットル)に限るものとする。
長さが三・〇〇メートル以下、幅が一・三〇メートル	普通免許	手動式	軽自動車(総排気量〇・三六〇リットル)に

メートル以下、高さが二・〇〇メートル以下の普通自動車(内燃機関を原動機とする自動車)については、総排気量が〇・三六リットル以下のものに限る。)

限るものとする。

オートマチック  
軽自動車(総排気量〇・三六リットル)のオートマチック車に限るものとする。

標準試験車と同一規格の大型自動二輪車

大型二輪免許

手動式

限定なし。

標準試験車と同一規格の普通自動二輪車

普通二輪免許

手動式

限定なし。

オートマチック  
オートマチック車に限るものとする。

標準試験車と同一規格の大型自動二輪車(標準試験車の総排気量を超えるものを含む。以下「標準大型二輪車」という。)

大型二輪免許

手動式

限定なし。

総排気量〇・三〇リットル以上の普通自動二輪車のうち、標準試験車と同一規格のもの(以下「標準普通二輪車」という。)

普通二輪免許

手動式

限定なし。

オートマチック  
オートマチック車に限るものとする。

「標準試験車と同一規格の普通自動二輪車で総排気量〇・一二五リットル以下のもの」を

「総排気量〇・一〇〇リットル以上〇・一二五リットル以下の普通自動二輪車（以下「小型二輪車」という。）」に、「総排気量〇・一二五リットル以下の普通自動二輪車（以下「小型二輪車」という。）」を「小型二輪車」に、「標準試験車の規格に該当しない大型自動二輪車及び」を「標準大型二輪車以外の大型自動二輪車及び標準普通二輪車又は小型二輪車以外の」に、

手動式	技能試験に使用した自動車に限るものとする。
オートマチック	

を

手動式	当該自動二輪車の総排気量以下の自動二輪車に限るものとする。
オートマチック	当該自動二輪車の総排気量以下のオートマチック車に限るものとする。

に改める。

別表第四第一号の表中「立ち姿勢」の下に「（オートマチック車については、着座姿勢）」を加える。

別表第五を削る。

附 則

この規程は、平成十七年六月一日から施行する。